仕 様 書 （その１）

令和８年１１月２日

１　業務件名
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地における自動販売機の設置及び経営

２　業務内容
自動販売機の設置及び経営の業務

３　相手方の決定
本委託業務を行う者（以下「丙」という。）については、陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地業務隊長（以下「甲」という。） が決定する。

４ 国有財産の使用許可
(1) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長南関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
(2) 丙は、自動販売機の設置場所に係る国有財産の使用許可を乙から得なければならない。
(3) 次に該当する場合は、使用を取り消し又は変更することがある。
ア　丙が国有財産の使用許可条件に違反したとき。
イ　丙が自己都合による業務の解除をするとき。
ウ　国において使用物件を必要とするとき。
エ　丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
オ　丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
カ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
キ　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
ク　丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し返還すること。なお、継続した場合はこの限りではない。また、この場合丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

５　丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
(1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則などを遵守できること。
(2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
(3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
(4) 本仕様書及び別途配布する募集要領の全記載事項を遵守できること。

6　国有財産使用料

丙は、乙に自動販売機（転倒防止版を含む）及び空き容器回収箱（以下「ゴミ箱」という）設置に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。国有財産使用料は、以下のとおりとする。

(1) 丙は“募集要領”の申請書（別紙第１）に年額の１平方メートルあたりに支払うことのできる国有財産使用料を提案し記載すること。なお、どの設置位置でも国有財産使用料は同額とする。

(2) 年度の途中に設置した場合でも１年度分の使用料が発生する場合があり、丙は、乙が指定した額を納入するものとする。

(3) 税抜き価格と現在の税率（消費税１０パーセント）に分けて記載すること。なお、消費税率が改定された場合は、同様に国有財産使用料も改定される。

(4) 丙が提案した国有財産使用料について、乙が算定した国有財産使用料より下回って申請した場合は、企画提案書の審査は行わず失格とする。

(5) 業者決定後、丙の提案した国有財産使用料が乙の算定した昨年度＋１年度国有財産使用料（翌年２月頃決定）を下回った場合、乙の算定した国有財産使用料を支払うものとする。なお、前記の金額を支払うことができない場合はその業者は失格とし、次点の業者を候補者とする。

(6) 次年度以降、国有財産使用許可を更新する場合の国有財産使用料は、次のアからウのうち最も高い額とし、詳細については更新前に乙から連絡する。

ア　丙が６(1)で提案した使用料

イ　乙が算定した使用料（前年次使用料の１．２倍を上限に上がる可能性あり）

ウ　前年次使用料の０．８倍

(7) 国有財産使用料は、納入通知書により歳入徴収官が指定する期日までに全額を前納することとし、期日までに納金しなかった場合は、延滞金が発生するものとする。

(8) 提案した国有財産使用料の額は、企画提案書等と同様に選定の基準の一つとなる。

7　光熱水料

丙は、国有財産使用料とは別に、甲が算出した本業務に要する光熱水料（電気料金等）を負担しなければならない。また、毎月甲の指定した日時及び場所に持参して支払うものとし、指定した日時までに納付しなかった場合は、延滞金が発生することがある。

8　設置場所

自動販売機の設置場所については、甲が指定するものとする。

9　設置条件

(1) 丙は、甲が示す設置基準面積内に収まる自動販売機を設置すること。

(2) 丙は、設置した自動販売機の転倒防止（地震対策）のために必要な転倒防止板等の措置を講じること。ただし、転倒防止板は設置基準面積内に収まらなくともよい。

(3) 丙は、自動販売機を設置する前に必ず現地にて採寸し、設置場所及び搬入経路の確認を実施すること。

(4) 丙は、設置に当たり施設の改修が必要となった場合は、丙の負担において行うこと。使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で原状に回復すること。

(5) 現地採寸の結果、設置基準面積を超える自動販売機を設置したい場合は、担当職員に理由を添えて申請（様式任意）し、許可を得ること。ただし、２台以上の自動販売機を設置する箇所は、申請前に丙において設置箇所の全ての業者と調整した上で申請すること。

(6) 丙は、飲料自動販売機を設置する場合においては、設置する自動販売機の周辺近くの甲が示す位置に適切な容量のゴミ箱を設置すること。

１０　設置時期

令和９年４月１日以降甲及び丙と協議した日

１１　費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

１２　名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

１３　管理責任

(1) 丙は、自らの責任において自動販売機を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀、衛生に関する事、人事管理及びその他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

(5) 施設の維持管理については、国有財産使用許可書による。

１４　衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

１５　情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員（業務隊長が指定する者）（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切）の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

(3) 丙は、本契約の解除又は中断した場合、本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報（丙が作成した複製物を含む。））を甲に返還し、又は甲の指示に従って当該媒体の廃棄、記録の消去等の措置を講じなければならない。

１６　損害賠償

丙は、債務不履行の義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

１７　自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、３か月前までに甲に申請し通知し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残機関に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用を請求することはできない。なお、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てを行う者は、当該手続き開始前に解除を申し出ること。

１８　業務仕様

(1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了解なく変更しないこと。ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。

(2) 本業務の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

(3) 丙は、庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、許可を受けていない施設へは、立ち入らないこと。

(4) 丙は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成１２年法律第１００号)」（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす自動販売機を設置すること。

(5) 丙は、業務に使用する物品が環境特定調達品目（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）である場合、その基準を満たすものであること。

(6) 丙は、東日本大震災以降の電力不足を踏まえ、設置機種は省エネタイプのものとすること。

(7) 丙は、自動販売機毎に電力使用量計測用メーターを設置すること。

(8) 自動販売機及び電力使用量計測用メーターの設置並びに移設・撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行に当たっては、甲等の指示に従うこと。

(9) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲等の指示に従うこと。

(10) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。

(11) 丙は、停電作業等について、甲等の指示に基づき協力すること。

なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料・食品類に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。

(12) 販売商品の選定に当たり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、甲等の指示に可能な限り従うものとする。

(13) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、営業許可を取得した後、自動販売機を設置すること。

(14) 丙は、故障及び商品の瑕疵等について、自動販売機利用者又は甲等からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。

(15) 丙は原則として、毎週３回以上自動販売機の販売商品を点検し、常に新鮮な商品を補充するとともに、自動販売機の設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。

(16)丙は原則として、毎週３回以上空き容器を回収することとし、ゴミ箱に他社の空き容器及びその他のゴミが混在していた場合にも回収すること。また、夏季及び販売数量が多い箇所については、ゴミ箱から空き容器が溢れることがないように適宜回収の回数を増やすこと。
(17)丙は原則として、国有財産使用許可後、許可されていないゴミ箱を一時的に追加したり、又は許可されたゴミ箱の面積を超えるものと交換することはできない。
(18)丙は、自動販売機毎の毎月の販売数量及び売上金額を翌月１０日までに、甲等に提出すること。
(19)丙は、本業務の従事者について身元を保証するとともに、従事者について確認するための書類（履歴書（写し））など、甲等が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、甲等に提出しなければならない。
(20)丙は、販売品目に重大なトラブル（異物混入、食中毒、リコール等）が発生した場合には、甲等に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む）に従わなければならない。
(21)丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
(22)丙は、本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合及び故意の過失により甲、乙又は利用者に被害が発生した場合は、直ちに業務を取り消すとともに、次回以降、業務に従事できない場合がある。
(23)丙は、仕様説明会での遵守事項に違反した場合及び甲等が要求している書類を提出しなかった場合（提出期限を守らなかった場合及び催促しても至急提出しない場合も含む。）は、次回以降、業務に従事できない場合がある。
(24)自動販売機の設置に当たり、大規模災害等が発生した場合には、甲と相互に連携を図り協力すること。
(25)本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、甲等及び丙の間で協議する。

１９　情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第５条第２号に該当する情報を除き開示するものとする。

仕様書（その２）

令和８年１１月２日

１　業務件名
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地における自動販売機の設置及び経営

２　設置場所
陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地廠舎地区３５号建物売店

３　建物面積
横３．８７ｍ×奥２．７５ｍ＝１０．６４㎡

４　販売商品
⑴　常温で提供する食品類（例：菓子類、長期保存パンなど）
⑵　庫内で冷凍保存した物を加熱処理し提供する食品類（例：加熱調理麺類など）
⑶　酒類（例：ビール類、酎ハイ類など）

５　自動販売機の種類
上記３項の商品がそれぞれ専用に販売できる自動販売機、又は同項の商品と清涼飲料水が販売できる複合自動販売機

６　建物環境
・　建物入口扉は常時開錠
・　洗面台なし
・　手動式照明器具

７　自動販売機ほか規格
⑴　自動販売機本体
横１，２００ｍｍ×奥７５０ｍｍの基準以内とし合計３台を見込む。なお、左記規格以外の機器を予定する者は、事前に滝ヶ原駐屯地業務隊自動販売機公募担当に申し出ること。
⑵　ゴミ箱
横４５０ｍｍ×奥４５０ｍｍを基準とし自動販売機１台につき２個設置
付紙「見取図」参照

８　電源規格
１００Ｖ１５Ａ２端子コンセント２ケ所。なお、標準的な自動販売機の消費電力以上を使用する場合は、事前に滝ヶ原駐屯地業務隊自動販売機公募担当に申し出ること。

2」
付　紙

見　取　図

1　業務件名：陸上自衛隊滝ヶ原駐屯地における自動販売機の設置及び経営
2　場　　所：厳舎地区３５号建物内（２号宿舎）

